

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成22年12月16日(2010.12.16)

【公表番号】特表2010-505822(P2010-505822A)

【公表日】平成22年2月25日(2010.2.25)

【年通号数】公開・登録公報2010-008

【出願番号】特願2009-531332(P2009-531332)

【国際特許分類】

A 6 1 K 31/715 (2006.01)

C 0 8 B 37/00 (2006.01)

A 6 1 P 1/12 (2006.01)

A 6 1 P 39/02 (2006.01)

A 6 1 P 1/04 (2006.01)

【F I】

A 6 1 K 31/715

C 0 8 B 37/00 Z

A 6 1 P 1/12

A 6 1 P 39/02

A 6 1 P 1/04

【手続補正書】

【提出日】平成22年10月29日(2010.10.29)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ガラクトオリゴ糖(GOS)を含む組成物であって、5以上の重合度を有するGOS種が、該組成物中に存在する全GOS種の合計乾燥重量に対し少なくとも35重量%の量で存在する上記組成物。

【請求項2】

結合ガラクトシル残基を含むGOS種を含む、請求項1に記載の組成物。

【請求項3】

該組成物中に存在する全GOS種が、該組成物の乾燥重量に対し少なくとも50重量%を占める、請求項1又は2に記載の組成物。

【請求項4】

該組成物の乾燥重量に対し、少なくとも40重量%の量で5の重合度を有するGOSを含む、請求項1~3のいずれか1項に記載の組成物。

【請求項5】

該組成物の乾燥重量に対し、少なくとも10重量%の量で6以上の重合度を有するGOSを含む、請求項1~4のいずれか1項に記載の組成物。

【請求項6】

ガラクトオリゴ糖(GOS)を含む組成物であって、5以上の重合度を有するGOS種が、5未満の重合度を有するGOS種よりも多く存在する上記組成物。

【請求項7】

該組成物が、単糖及び/又は二糖を本質的に含まない、請求項1~6のいずれか1項に記載の組成物。

【請求項 8】

該組成物中に存在する全 G O S 種の合計乾燥重量に対し少なくとも 15 重量 % の、 6 の重合度を有する G O S 種を含む、請求項 1 ~ 7 のいずれか 1 項に記載の組成物。

【請求項 9】

食品グレード非消化性シアル化オリゴ糖 (S O S) をさらに含む、請求項 1 ~ 8 のいずれか 1 項に記載の組成物。

【請求項 10】

コレラ毒素 (C t x) が G M 1 に結合することを抑制することができる G O S 画分を提供する方法であって、

- 種々の重合度を有するガラクトオリゴ糖 (G O S) の混合物を用意すること；
- 該 G O S 混合物を陽イオン交換樹脂に適用すること；
- 水移動相を用いて G O S を溶出すること及び分離した溶出画分を段階的に集めること；
- G M 1 に結合する C t x に対する抑制効果について夫々の溶出画分を分析すること；及び
- G M 1 に結合する C t x を抑制することができる 1 以上の画分を選択すること、の工程を含む上記方法。

【請求項 11】

種々の重合度を有する G O S の該混合物を用意することが、乳清透過物又はラクトースをガラクトシダーゼを用いた酵素的トランスガラクトシデーションに付すこと含む、請求項 10 に記載の方法。

【請求項 12】

種々の重合度を有する G O S の該混合物が、市販の G O S 混合物を含む、請求項 10 又は 11 に記載の方法。

【請求項 13】

コレラ毒素ファミリーメンバーの付着及び / 若しくは摂取に関連する又は当該付着及び / 若しくは摂取により引き起こされる急性又は慢性疾患の処置又は予防の為の栄養組成物又は医薬組成物であって、請求項 1 ~ 9 のいずれか 1 項に記載の組成物を含む前記栄養組成物又は医薬組成物。

【請求項 14】

コレラ毒素ファミリーメンバーにより引き起こされる急性又は慢性疾患の予防又は処置の為の、請求項 13 に記載の栄養組成物又は医薬組成物。

【請求項 15】

該コレラ毒素ファミリーメンバーが、 V . c h o l e r a e コレラ毒素 (C t x - B) 又は 腸 毒素原性 E . c o l i (E T E C) の熱不安定性エンテロトキシン (L T - B) である、請求項 13 又は 14 に記載の栄養組成物又は医薬組成物。

【請求項 16】

コレラ毒素ファミリーメンバーの摂取に関連する又は当該摂取により引き起こされる急性又は慢性疾患の処置及び / 又は予防を、そのような処置を必要とする 非ヒト哺乳類 において行う方法であって、請求項 1 ~ 9 のいずれか 1 項に記載の組成物の治療的に有効な量を該哺乳類に投与することを含む上記方法。

【請求項 17】

該疾患が、 腸 毒素原性 E . c o l i (E T E C) により引き起こされるコレラ又は下痢性疾患である、請求項 16 に記載の方法。